

岩沼市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岩沼市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 岩沼市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩沼市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岩沼市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。